令和８年11月27日

歳入・歳出ともに増加し、過去２番目の規模
～令和７年度　府内市町村普通会計決算の概要について～

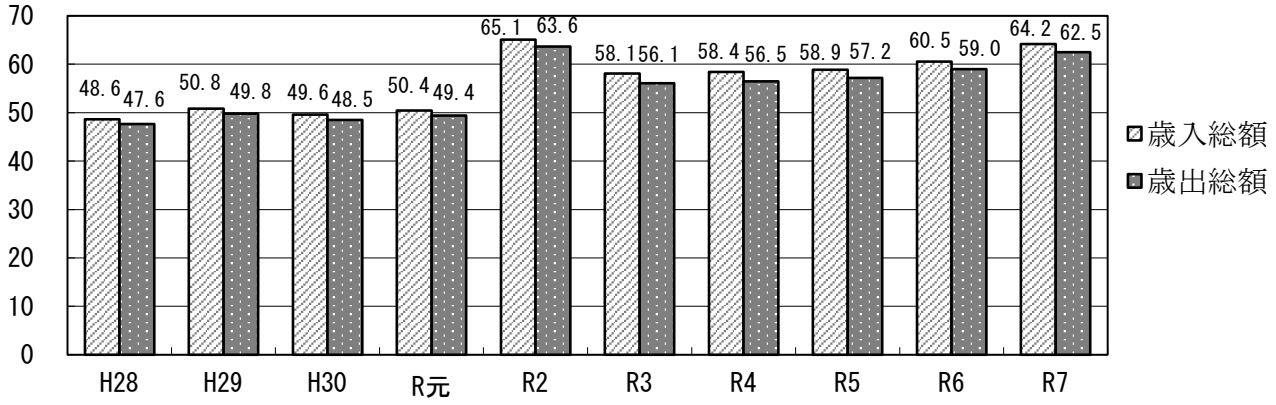
■　京都府では、京都市を除く府内25市町村の令和７年度普通会計決算をとりまとめましたのでお知らせします。
■　歳入総額は約6,419億円（前年度比＋6.0%）、歳出総額は約6,248億円（前年度比＋5.9%）となり、過去最高額であった令和２年度に次ぐ決算規模となりました。

（１）決算規模の推移

■歳入・歳出ともに規模が増加

京都市を除く府内14市11町村の令和７年度普通会計決算は、歳入においては、地方債や地方税、地方交付税等の増、歳出においては、投資的経費や物件費等の増により、歳入歳出ともに増加した。

（単位：百億円）



（２）歳入の状況

■歳入総額：６，４１８億８３百万円（前年度比 ＋３６４億１６百万円、＋６．０%）

■地方債：５６９億２百万円（前年度比 ＋１５０億６３百万円、＋３６．０%）

臨時財政対策債が皆減（▲１０億１４百万円）となったが、学校関係施設整備（宇治市、京田辺市等）等、大型事業のための借入が行われたため、全体としては増加した。

■地方税：１，６８５億９１百万円（前年度比　＋７９億８５百万円、＋５．０%）

固定資産税が１２億６５百万円増加し、住民税が所得割の増に伴い６５億５９百万円増加したため、地方税全体は増加した。定額減税減収補填特例交付金減少の影響を考慮しても前年度比増となっている。

■地方交付税：１，３９８億６５百万円（前年度比 ＋７５億６１百万円、＋５．７%）

普通交付税は、当初算定額の増（＋４６億２９百万円）に加え、令和６年度に引き続き実施された国補正予算に伴う追加交付額の増（＋２１億５８百万円）により増加（＋６７億８７百万円）、特別交付税も増加（＋７億７４百万円）した。

臨時財政対策債は皆減（▲１０億１４百万円）したものの、実質的な地方交付税についても６５億４８百万円の増加となった。

■地方特例交付金等：１１億２３百万円（前年度比 ▲５０億３百万円、▲８１．７%）

定額減税減収補填特例交付金が減少（▲４８億２６百万円）した。

（次頁あり）

（３）歳出の状況

■歳出総額：６，２４８億２９百万円（前年度比 ＋３４８億８４百万円、＋５．９%）

■普通建設事業費：８４１億６１百万円（前年度比 ＋１７２億１百万円、＋２５．７%）

小中一貫校の整備（宇治市）や庁舎整備事業（長岡京市他）等の実施により、全体では増加した。

■物件費：８２１億５２百万円（前年度比 ＋７１億７６百万円、＋９．６%）

小学校のICT環境整備に関する経費等により増となった。

■人件費：１，１２６億１３百万円（前年度比 ＋６７億２５百万円、＋６．４%）

人事院勧告及び地域手当の制度見直しの影響により増加となった。

■補助費等：７４２億５１百万円（前年度比 ＋３９億２３百万円、＋５．６%）

国の令和７年度補正予算において措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策事業等により増加した。

■社会保障関係経費：１，８８５億８８百万円（前年度比 ＋３５億７３百万円、＋１．９%）
※扶助費及び社会保障関係繰出金の合計額

扶助費については、児童手当や物価高対応子育て応援手当等の増加により１９億５１百万円の増加となった。

また、高齢化の進展等に伴い、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業等の社会保障関係の特別会計に対する一般会計からの繰出については、１６億２２百万円増加した。

（４）決算収支の状況

■形　式　収　支：　１７０億５４百万円（黒字）

■実　質　収　支：　１３２億６９百万円（黒字）

■実質単年度収支：　３０億４３百万円（黒字）

実質収支は全団体が黒字であった。実質単年度収支については、府全体としては黒字となったものの、人件費等の増により財政調整基金の取崩を行った団体等において収支が悪化し、９団体が実質単年度収支で赤字となっている。

■決算収支の対前年度比較　（単位：百万円、%）

区　分		R7年度	R6年度	増減額	増減率
歳　入　総　額	A	641,883	605,466	36,416	6.0
歳　出　総　額	B	624,829	589,945	34,884	5.9
形　式　収　支	**A-B=C**	17,054	15,522	1,532	9.9
翌年度に繰り越すべき財源	D	3,785	3,354	431	12.9
実　質　収　支	**C-D=E**	13,269	12,167	1,101	9.0
積　立　金	F	4,304	3,533	771	21.8
繰　上　償　還　金	G	1,291	1,075	216	20.1
積立金（財政調整基金）取崩額	H	3,654	4,794	▲ 1,140	▲ 23.8
実質単年度収支 E(R7)-E(R6)+F+G-H=I		3,043	▲ 804	3,847	－

※　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

（次頁あり）

（５）基金及び地方債の状況

■基金現在高：１，３９４億８百万円（▲２２億１５百万円、▲１．６％）

■財政調整基金の現在高：５８０億３３百万円（＋１４億７４百万円、＋２．６％）

一部の団体では、人件費等の増による財源不足への対応として取崩がされたものの、地方税や地方交付税の増等により、府全体としては取崩額よりも積立額が上回り、現在高は増加した。

■減債基金の現在高：１６６億５１百万円（▲１０億３百万円、▲５．７％）

過年度の国補正予算による交付税追加交付分等を財源として積立てた臨時財政対策債償還基金費分を取り崩す団体が多かったため、減少した。

■その他特定目的基金の現在高：６４７億２４百万円（▲２６億８６百万円、▲４．０％）

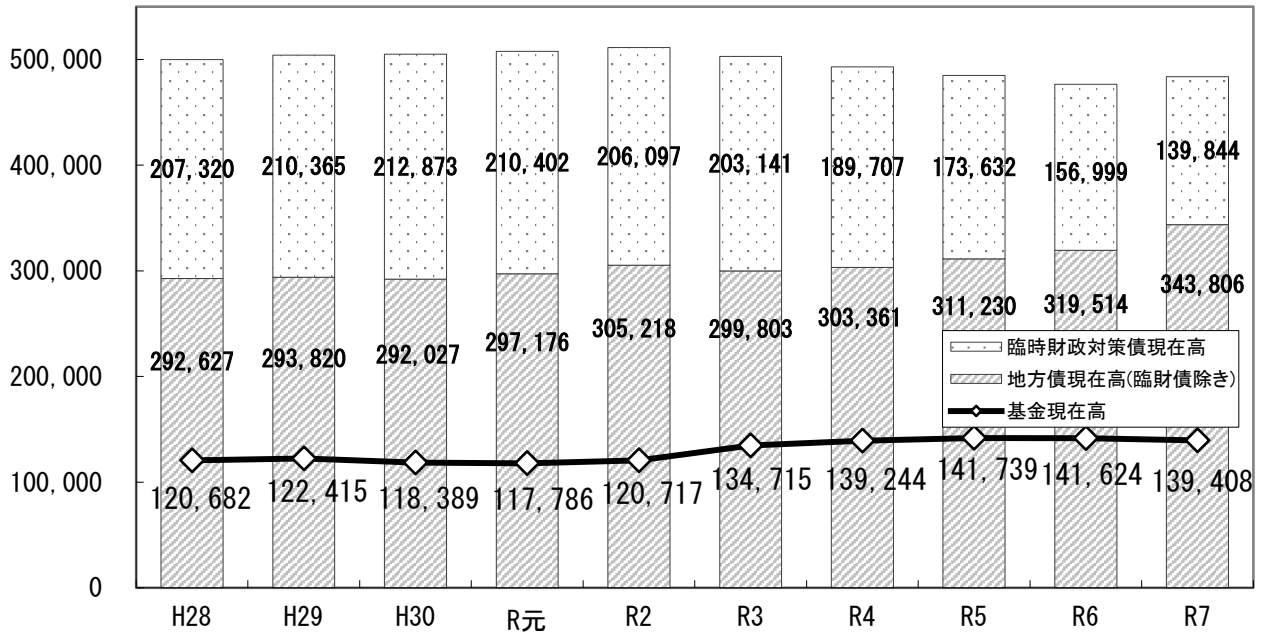
大型公共事業の実施や地方債の償還等のため取崩を行った団体があったため、全体として減少した。

■地方債の現在高：４，８３６億５０百万円（７１億３６百万円、＋１．５％）

臨時財政対策債残高は発行可能額が皆減するとともに、既発行分の償還も進み１７１億５５百万円減少したが、近年の庁舎整備や学校関係施設設備等の大型普通建設事業の実施に伴い、地方債残高全体は７１億３６百万円増加した。地方債残高全体の増は令和２年度ぶりとなる。

■基金現在高と地方債現在高の推移

（単位：百万円）



（単位：百万円、％）

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	増減額	増減率
基金現在高	134,715	139,244	141,739	141,624	**139,408**	▲ 2,215	▲ 1.6
財政調整基金	49,127	53,919	56,760	56,560	**58,033**	1,474	2.6
減債基金	13,884	15,544	16,743	17,654	**16,651**	▲ 1,003	▲ 5.7
その他特定目的基金	71,704	69,781	68,235	67,410	**64,724**	▲ 2,686	▲ 4.0
地方債現在高	502,944	493,068	484,862	476,514	**483,650**	7,136	1.5
地方債現在高（臨財債除き）	299,803	303,361	311,230	319,514	**343,806**	24,292	7.6
臨時財政対策債残高	203,141	189,707	173,632	156,999	**139,844**	▲ 17,155	▲ 10.9

※　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

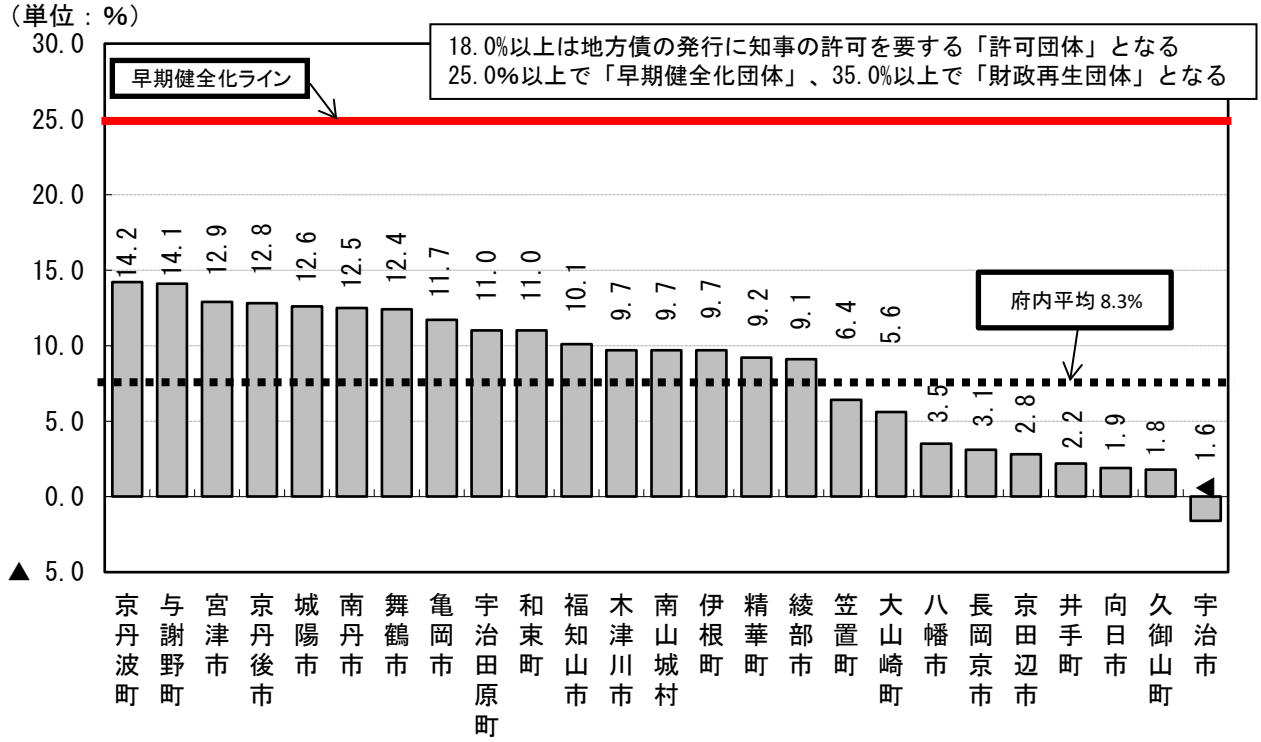
（次頁あり）

主 な 財 政 指 標

①実質公債費比率

公営企業債の償還等も含めた地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、借金返済の重さを表す実質公債費比率は、早期健全化基準（２５．０％）以上の団体はなかった。また、地方債の発行に知事の許可を要する「起債許可団体」の基準（１８．０％）以上の団体もなかった。

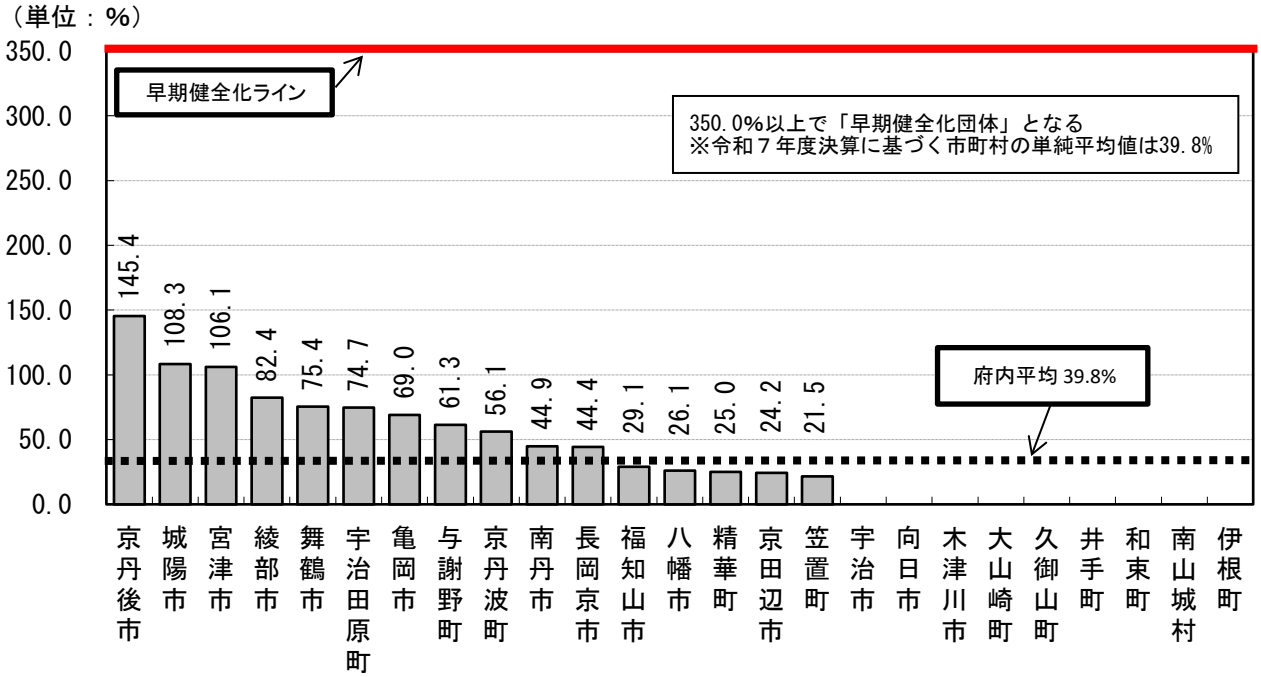
地方税や地方交付税の増等により、１３団体において、実質公債費比率（３ヵ年平均）が減少した。



②将来負担比率

一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いか否かを示す将来負担比率についても、早期健全化基準（３５０．０％）以上の団体はなかった。

公共事業実施による地方債残高の増加等により、将来負担比率は８団体において悪化し、９団体において将来負担比率が発生しなかった。

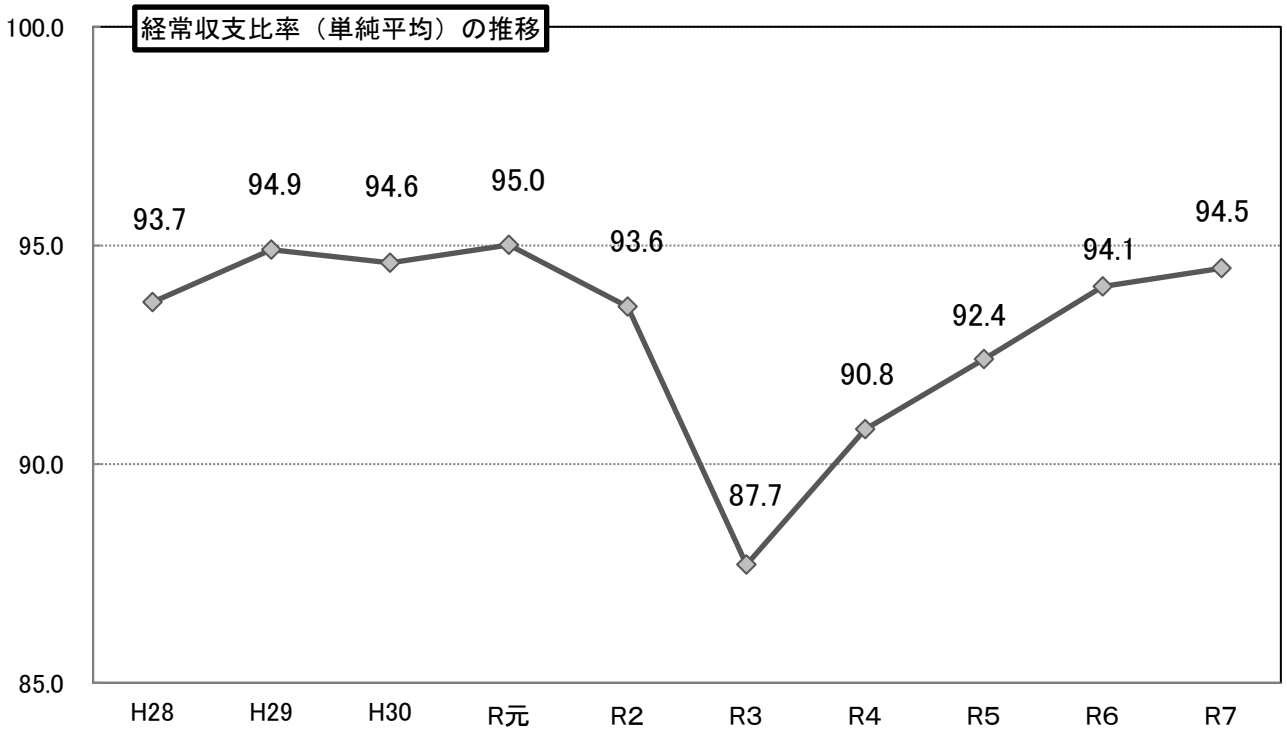


（次頁あり）

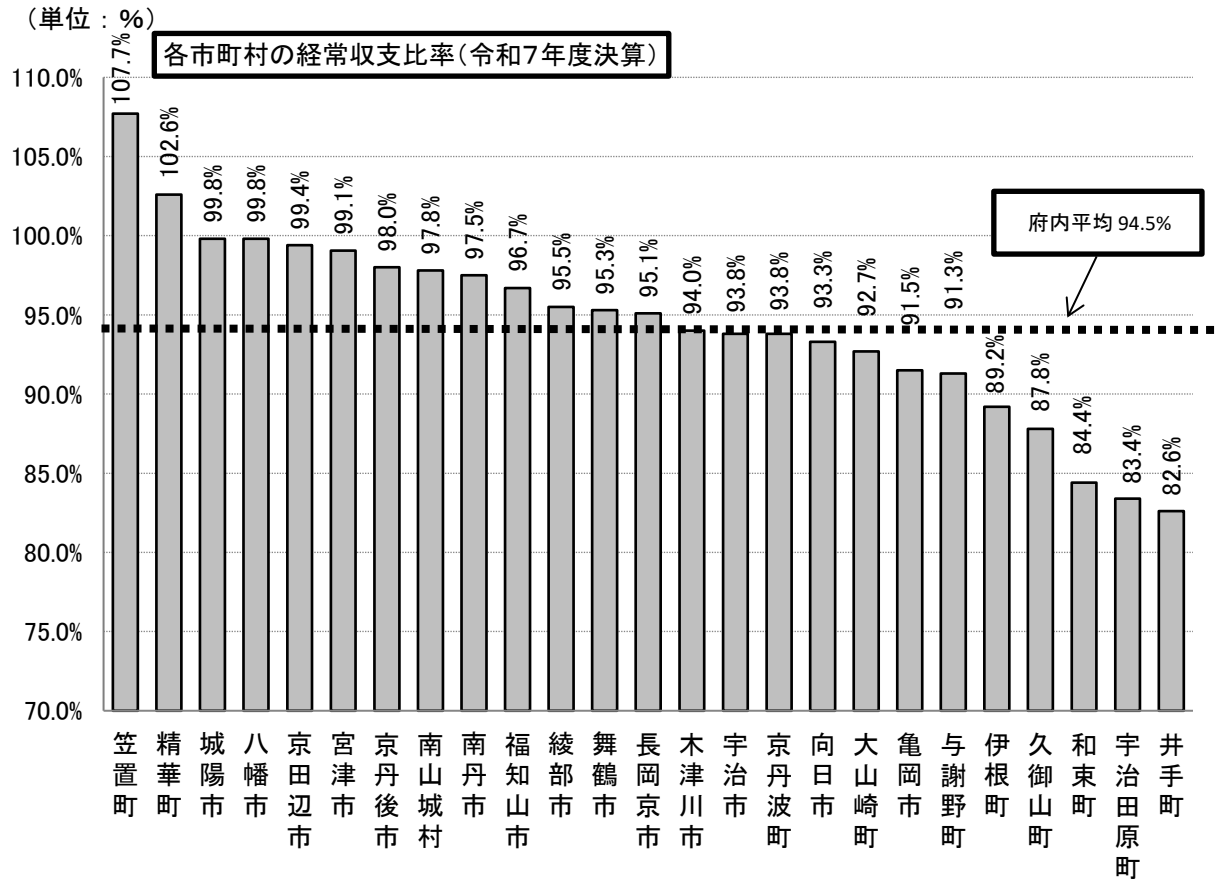
③経常収支比率

財政の硬直化を示す「経常収支比率」は、人件費や物件費等の増による分子の増加が大きかったため、全団体としては前年度から０．４％上昇した。

（単位：％）



（単位：％）



（次頁あり）

（６）府内市町村財政の現状と課題

■歳入面における現状と課題～実質的な一般財源の確保～

令和７年度決算においては、地方税や地方交付税が増となったことから、実質的な一般財源は全体的に増加した。

地方交付税が実質的な一般財源の３９．８％を占め、地方交付税に大きく依存する財政構造に変化はなく、今後実質的な一般財源確保の見通しは不透明な状況となっている。

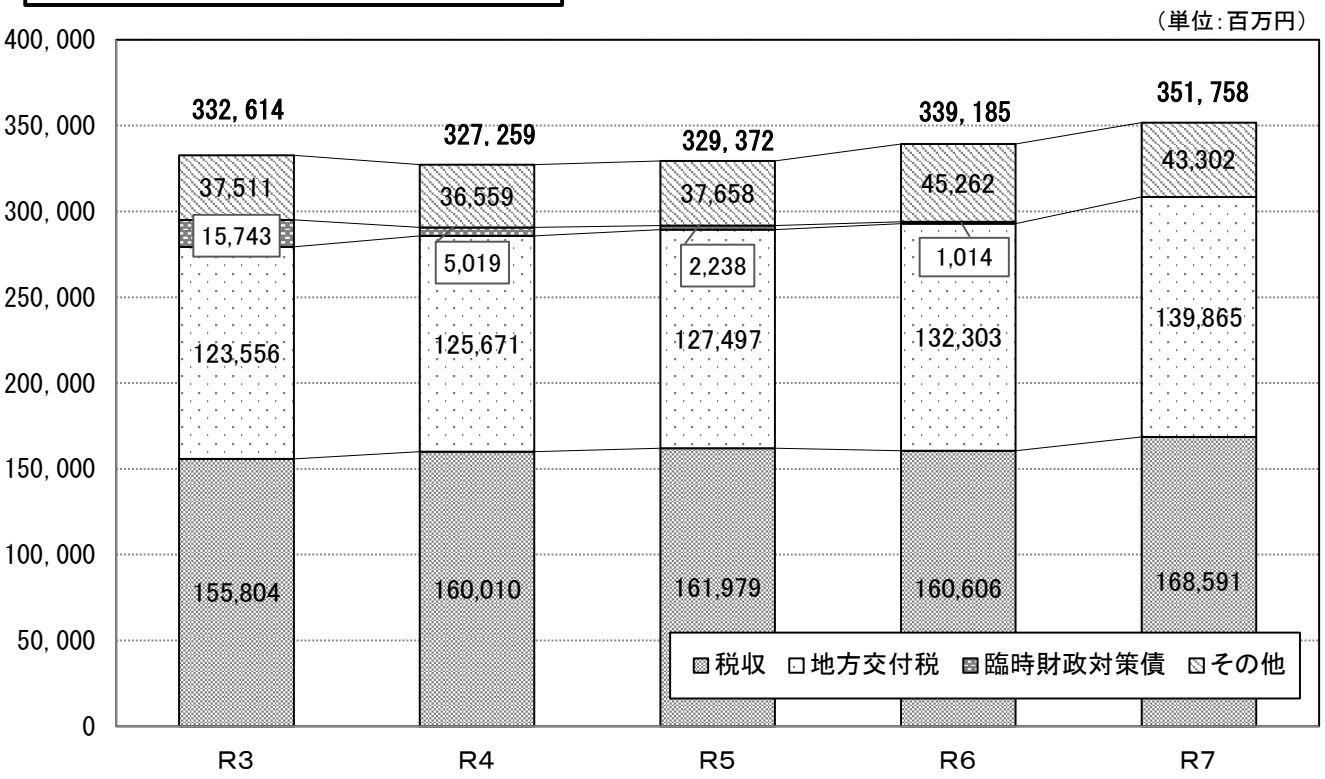
令和９年度地方財政収支の見通し

令和８年７月２１日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。」としている。

総務省が令和８年８月３１日に発表した「令和９年度地方財政の課題」（仮試算）によれば、地方税全体として０．７兆円の増加（５１．０兆円→５１．７兆円）、地方交付税総額は０．９兆円の増額（２０．２兆円→２１．１兆円）、臨時財政対策債は引き続き発行なしとなり、一般財源総額は交付団体ベースで６９．１兆円となっている。

一般財源総額の水準は維持されているものの、人件費や社会保障経費に加え、物価上昇による諸費の増加も見込まれるなか、こども・子育て政策等の重要課題に対応しつつ、経済・物価動向等に配慮しながら、行政サービスを安定的に提供する必要があり、厳しい財政状況が続く見通しである。

実質的な一般財源の推移（５カ年）



※その他＝地方譲与税＋各種交付金＋地方特例交付金等＋減収補てん債特例分

（次頁あり）

■歳出面における現状と課題～増大する社会保障関係経費と人件費～

これまで府内市町村は、財政健全化に向けて、京都地方税機構と連携した税収確保対策をはじめとする歳入確保に加え、事務事業の見直しによる業務効率化及び職員定数の削減等による人件費の抑制や、計画的な施設更新・長寿命化等の投資的経費抑制による公債費削減等、年々増加していく行政経費に係る財源を捻出してきたところである。

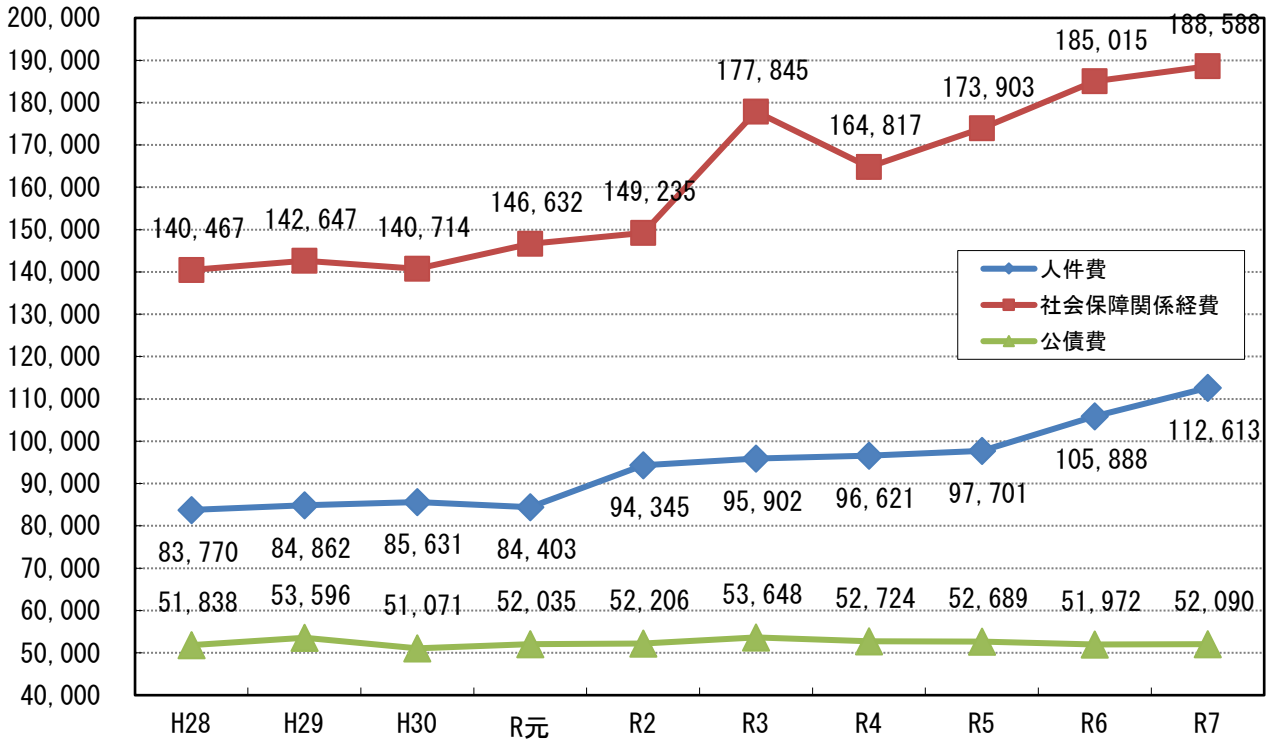
令和７年度の社会保障関係経費については、令和６年度と比較すると、これを構成する扶助費において、児童手当や物価高対応子育て応援手当等により増加しているほか、人事院勧告に伴う給与引き上げや地域手当の制度見直しの影響により、人件費が増加している。

社会保障関係経費は高齢化の進行等に伴い今後も増加の見通しであり、人件費についても民間の賃上げを受けた職員給与費引き上げ等により、令和８年度以降も増加が見込まれている。各市町村においては、人口減少・少子高齢社会への構造的変化による厳しい行財政環境を踏まえ、単独事業の再精査や広域連携による効率化の検討など、サービスと負担のあり方について、住民の理解・協力を得ながら政策効果と財源問題を含めた検討を更に深めていく必要がある。

さらに、個性と活力ある地域経済を再生するために、国・府と連携しつつ、地域の特性や資源等を見つめ直し、住民とともに地域の魅力向上に努めるなど、地方創生と財政健全化を両立していくことが今後ますます求められる。

義務的経費の推移

（単位：百万円）



※社会保障関係経費＝扶助費＋社会保障関係繰出金の合計額

【本報道発表に関するお問合せ】
総務部理事（自治振興課課長事務取扱）　山本　TEL 075-414-4445
総務部自治振興課　課長補佐兼係長　山口　TEL 075-414-4454



資　料　編

○　歳入の状況

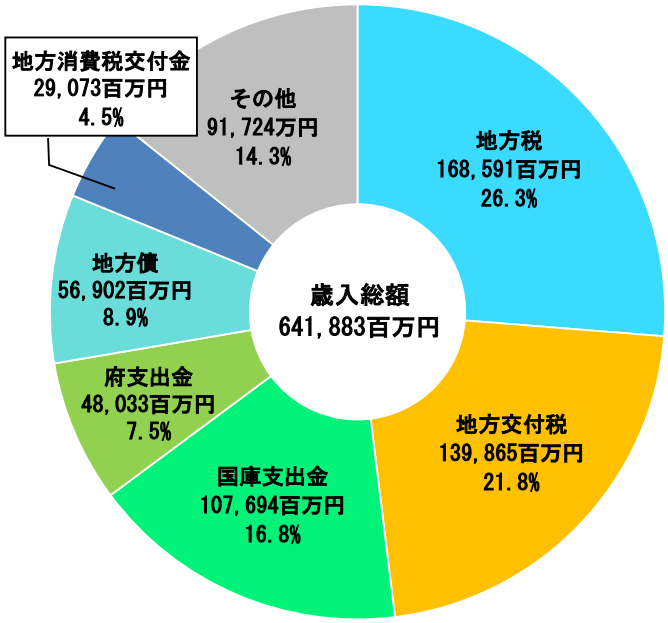
地方税は、所得割の増に伴う市町村民税の増や固定資産税の増により全体額は前年度に比べ5．0%増加した。

地方交付税は、令和6年度に引き続き普通交付税の追加交付が行われたことや、特別交付税も増加したことから、5．7%増加した。臨時財政対策債の発行可能額は皆減したが、実質的な地方交付税も4．9%増加している。

国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が減少したものの、各団体の個別事由に伴う交付金等の増があり、全体では3．7%増加した。

地方債は、臨時財政対策債が皆減したが、一部団体の投資的経費が増加したことに伴い36．0%増加した。

◆歳入の構成比



◆歳入の状況　　（単位：百万円、%）

区分		令和７年度	令和６年度	増減額	構成比	増減率
地方税		168,591	160,606	7,985	26.3	5.0
地方譲与税		4,104	4,029	75	0.6	1.9
利子割交付金		335	86	248	0.1	287.0
配当割交付金		1,876	1,861	14	0.3	0.8
株式等譲渡所得割交付金		2,771	2,315	456	0.4	19.7
地方消費税交付金		29,073	26,922	2,151	4.5	8.0
ゴルフ場利用税交付金		483	487	▲ 4	0.1	▲ 0.7
自動車取得税交付金		0	0	0	0.0	－
自動車税環境性能割交付金		707	764	▲ 57	0.1	▲ 7.5
法人事業税交付金		2,678	2,671	7	0.4	0.3
地方特例交付金（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む）		1,123	6,127	▲ 5,003	0.2	▲ 81.7
地方交付税		139,865	132,303	7,561	21.8	5.7
分担金及び負担金		2,832	2,641	191	0.4	7.2
使用料・手数料		8,892	9,085	▲ 193	1.4	▲ 2.1
国庫支出金		107,694	103,883	3,812	16.8	3.7
交通安全対策特別交付金		94	96	▲ 2	0.0	▲ 1.9
国有提供施設等所在市町村助成交付金		418	407	12	0.1	2.9
府支出金		48,033	44,899	3,133	7.5	7.0
財産収入		2,295	2,695	▲ 400	0.4	▲ 14.8
寄附金		12,741	11,737	1,004	2.0	8.6
繰入金		23,839	23,481	358	3.7	1.5
繰越金		14,705	15,657	▲ 952	2.3	▲ 6.1
諸収入		11,831	10,876	955	1.8	8.8
地方債		56,902	41,839	15,063	8.9	36.0
	うち減収補てん債特例分	152	0	152	0.0	－
	うち臨時財政対策債	0	1,014	▲ 1,014	0.0	▲ 100.0
歳入合計		641,883	605,466	36,416	100.0	6.0
	うち一般財源	351,606	338,171	13,435	54.8	4.0
	うち実質的な一般財源	351,758	339,185	12,573	54.8	3.7

※　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

（次頁あり）

◆地方税（税目別）の推移

（単位：百万円、％）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	R7-R6 増減額	R7-R6 増減率
一 普通税	148,096	152,083	153,871	152,329	160,131	7,802	5.1
1 法定普通税	148,096	152,083	153,871	152,329	160,131	7,802	5.1
(1) 市町村民税	67,550	69,280	69,760	67,349	73,908	6,559	9.7
(ｱ) 個人均等割	1,930	1,931	1,928	1,683	1,688	5	0.3
(ｲ) 所得割	55,293	55,870	57,103	54,032	61,443	7,412	13.7
上記のうち退職所得分	451	498	601	567	673	106	18.7
(ｳ) 法人均等割	3,408	3,489	3,439	3,509	3,544	34	1.0
(ｴ) 法人税割	6,918	7,990	7,291	8,126	7,233	▲ 893	▲ 11.0
(2) 固定資産税	71,020	72,779	74,048	74,973	76,238	1,265	1.7
(ｱ) 純固定資産税	70,623	72,383	73,652	74,571	75,821	1,250	1.7
(ⅰ) 土地	26,127	25,880	26,113	26,740	26,988	248	0.9
(ⅱ) 家屋	28,461	29,868	30,826	30,847	31,639	792	2.6
(ⅲ) 償却資産	16,035	16,635	16,713	16,984	17,194	210	1.2
(ｲ) 交付金	397	396	396	402	417	15	3.6
(3) 軽自動車税	3,038	3,208	3,261	3,374	3,466	92	2.7
(4) 市町村たばこ税	6,488	6,816	6,802	6,634	6,520	▲ 113	▲ 1.7
(5) 鉱産税	0	0	0	0	0	▲ 0	－
(6) 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	－
(ｱ) 保有分	0	0	0	0	0	0	－
(ｲ) 取得分	0	0	0	0	0	0	－
(ｳ) 遊休地分	0	0	0	0	0	0	－
2 法定外普通税	0	0	0	0	0	0	－
二 目的税	7,708	7,927	8,108	8,277	8,460	183	2.2
1 法定目的税	7,708	7,927	8,108	8,277	8,460	183	2.2
(1) 入湯税	78	117	153	164	177	13	8.1
(2) 事業所税	0	0	0	0	0	0	－
(3) 都市計画税	7,630	7,810	7,955	8,113	8,282	170	2.1
(ｱ) 土地	4,329	4,342	4,381	4,513	4,565	52	1.1
(ｲ) 家屋	3,300	3,468	3,574	3,599	3,717	118	3.3
2 法定外目的税	0	0	0	0	0	0	－
合計（一～二）	154,870	160,010	161,979	160,606	168,591	7,985	5.0

※　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

◆市町村民税の収納額等及び徴収率の推移

（単位：百万円、％）

区　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	R7-R6 増減額	R7-R6 増減率
収納額		67,550	69,280	69,760	67,348	73,908	6,560	9.7
滞納額		1,068	1,039	1,046	979	1,170	191	19.5
徴収率	うち現年課税分	100	99	99	99	99	▲ 0	－
	うち滞納繰越分	43	38	41	42	39	▲ 2	－
	合計	98	99	99	99	98	▲ 0	－

※１　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

※２　表中、「滞納額」とは、調定済額から収入済額を差し引いた額としている。

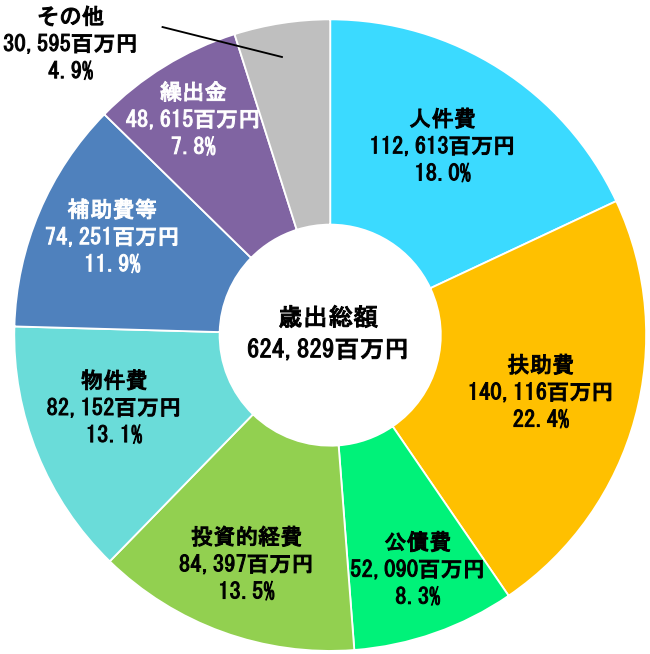
○　歳出（性質別）の状況

義務的経費のうち人件費については、人事院勧告による給与引き上げや地域手当の制度見直し等により6.4％増加し、扶助費は児童手当や物価高対応子育て応援手当等の増により1.4％増加した。

投資的経費は、小中一貫校整備事業（宇治市）や庁舎整備事業（長岡京市他）等の実施により、普通建設事業費が25.7％増となっている。

物件費は小学校のICT環境整備等により、9.6％増となっている。また補助費等については、物価高騰対策等により5.6％増加となった。

◆歳出（性質別）の構成比



◆歳出（性質別）の状況　　（単位：百万円、％）

区分			令和７年度	令和６年度	増減額	構成比	増減率
義務的経費			304,819	296,025	8,794	48.8	3.0
	うち人件費		112,613	105,888	6,725	18.0	6.4
	うち扶助費		140,116	138,165	1,951	22.4	1.4
	うち公債費		52,090	51,972	118	8.3	0.2
投資的経費			84,397	68,869	15,527	13.5	22.5
	うち普通建設事業費		84,161	66,960	17,201	13.5	25.7
		うち補助事業費	27,105	25,899	1,206	4.3	4.7
		うち単独事業費	55,837	39,918	15,919	8.9	39.9
		うちその他	1,219	1,143	76	0.2	6.7
	うち災害復旧事業費		236	1,909	▲ 1,673	0.0	▲ 87.6
その他			235,613	225,050	10,562	37.7	4.7
	物件費		82,152	74,976	7,176	13.1	9.6
	補助費等		74,251	70,328	3,923	11.9	5.6
	積立金		19,664	21,682	▲ 2,018	3.1	▲ 9.3
	貸付金		2,626	2,579	46	0.4	1.8
	繰出金		48,615	47,004	1,611	7.8	3.4
		うち社会保障関連	48,472	46,850	1,622	7.8	3.5
	その他		8,305	8,481	▲ 176	1.3	▲ 2.1
歳出合計			624,829	589,945	34,884	100.0	5.9

※１　普通建設事業費のうち補助事業費は、受託事業費の補助事業分を含む。

※２　普通建設事業費のうち単独事業費は、受託事業費の単独事業分及び同級他団体施行事業負担金を含む。

※３　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

○　歳出（目的別）の状況

総務費は、庁舎整備事業（長岡京市他）の影響で8.3%増加した。

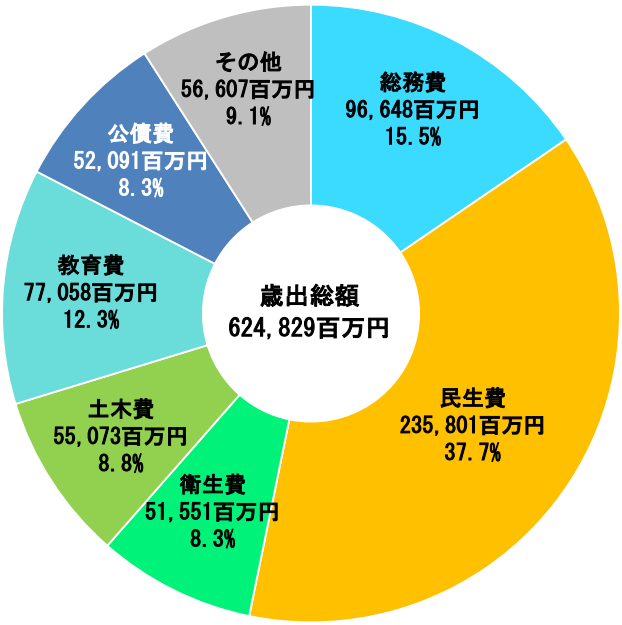
民生費は、児童手当給付事業等により1.6%増加した。

土木費は、JR向日町駅東口整備（向日市）等により5．5%増加した。

消防費は消防庁舎整備事業（舞鶴市）等の実施により27.2%増加した。

教育費は、小中一貫校整備事業（宇治市）や市民体育館改修（城陽市）等により、23.2%増加した。

◆歳出（目的別）の構成比



◆歳出（目的別）の状況　　（単位：百万円、%）

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	構成比	増減率
議会費	4,428	4,415	14	0.7	0.3
総務費	96,648	89,217	7,431	15.5	8.3
民生費	235,801	232,174	3,626	37.7	1.6
衛生費	51,551	50,269	1,282	8.3	2.6
労働費	497	497	0	0.1	0.1
農林水産業費	12,607	12,671	▲ 63	2.0	▲ 0.5
商工費	10,558	9,813	745	1.7	7.6
土木費	55,073	52,222	2,850	8.8	5.5
消防費	28,274	22,231	6,043	4.5	27.2
教育費	77,058	62,547	14,511	12.3	23.2
災害復旧費	236	1,909	▲ 1,673	0.0	▲ 87.6
公債費	52,091	51,974	117	8.3	0.2
その他	6	4	2	0.0	43.9
歳出合計	624,829	589,945	34,884	100.0	5.9

※　表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

令和７年度　府内市町村普通会計決算の概要

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度繰越額	実質収支	実質単年度収支	年度末基金現在高 財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	計	地方債残高	臨時財政対策債	財政指標 財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率
福知山市	50,547	49,851	696	36	660	154	3,754	355	4,901	9,010	43,367	11,752	0.52	96.7	10.1
舞鶴市	42,915	41,958	958	660	298	▲ 229	5,405	1,101	4,811	11,317	32,413	11,367	0.60	95.3	12.4
綾部市	20,574	20,562	12	6	6	163	2,205	618	3,059	5,883	15,305	4,591	0.49	95.5	9.1
宇治市	84,981	83,897	1,085	154	931	194	3,483	3,444	3,426	10,353	44,298	14,016	0.68	93.8	▲ 1.6
宮津市	13,289	13,098	191	4	187	95	1,192	96	1,324	2,613	13,331	2,621	0.36	99.1	12.9
亀岡市	53,144	51,555	1,589	205	1,384	862	4,443	459	2,440	7,341	38,282	10,300	0.57	91.5	11.7
城陽市	36,357	36,025	331	298	33	▲ 162	740	110	3,482	4,332	39,705	9,329	0.58	99.8	12.6
向日市	28,599	26,511	2,088	126	1,962	598	2,946	13	5,047	8,006	16,068	6,884	0.70	93.3	1.9
長岡京市	44,205	42,113	2,092	769	1,323	171	4,520	0	3,339	7,859	39,883	11,079	0.73	95.1	3.1
八幡市	33,131	32,238	893	66	827	▲ 325	1,805	649	3,121	5,575	25,891	8,764	0.64	99.8	3.5
京田辺市	35,671	35,369	303	189	113	▲ 195	1,669	299	3,433	5,401	22,162	8,051	0.75	99.4	2.8
京丹後市	45,782	44,251	1,530	244	1,287	436	3,011	621	4,635	8,267	37,539	8,318	0.29	98.0	12.8
南丹市	26,881	25,451	1,430	291	1,139	▲ 80	1,845	1,429	4,186	7,461	19,581	5,491	0.32	97.5	12.5
木津川市	36,838	35,850	989	186	803	539	5,953	106	5,291	11,350	26,102	9,069	0.59	94.0	9.7
大山崎町	8,480	8,195	286	36	250	305	1,266	1,460	190	2,916	6,113	2,592	0.68	92.7	5.6
久御山町	10,201	9,407	794	100	693	162	4,574	0	1,129	5,703	3,421	312	1.16	87.8	1.8
井手町	6,250	5,717	533	110	422	514	2,413	1,785	2,919	7,116	4,326	1,026	0.35	82.6	2.2
宇治田原町	5,956	5,753	204	8	196	40	441	638	818	1,897	6,023	1,744	0.56	83.4	11.0
笠置町	1,945	1,890	55	13	42	▲ 100	235	155	197	587	1,356	357	0.19	107.7	6.4
和束町	4,258	4,176	82	34	48	▲ 2	973	1,595	397	2,966	5,098	760	0.17	84.4	11.0
精華町	18,023	17,712	311	114	196	▲ 397	792	200	1,563	2,555	13,596	5,024	0.74	102.6	9.2
南山城村	3,065	2,946	118	11	108	84	535	265	251	1,051	2,365	508	0.22	97.8	9.7
京丹波町	13,057	12,947	110	50	60	16	1,380	84	1,821	3,284	13,262	2,674	0.28	93.8	14.2
伊根町	4,548	4,237	311	33	278	247	886	1,040	589	2,514	3,486	274	0.10	89.2	9.7
与謝野町	13,185	13,120	65	42	23	▲ 46	1,566	129	2,355	4,050	10,677	2,942	0.28	91.3	14.1
１４市計	552,915	538,729	14,186	3,234	10,952	2,220	42,973	9,301	52,495	104,769	413,928	121,631	0.56	96.3	8.1
町村計	88,968	86,100	2,868	551	2,317	823	15,061	7,350	12,229	34,640	69,722	18,213	0.43	92.1	8.6
京都市除き計	641,883	624,829	17,054	3,785	13,269	3,043	58,033	16,651	64,724	139,408	483,650	139,844	0.50	94.5	8.3
（参考）京都市	979,452	963,397	16,055	7,049	9,006	▲ 3,960	17,164	2,904	53,335	73,403	1,179,061	455,045	0.79	99.7	12.2
京都市含む計	1,621,334	1,588,226	33,108	10,834	22,274	▲ 917	75,197	19,555	118,059	212,811	1,662,711	594,889	0.51	94.7	8.5

（注１）財政力指数、実質公債費比率は３カ年平均（R4～R6）である。
（注２）財政指標の14市計、町村計、京都市除き計及び京都市含む計は、単純平均である。
（注３）表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

令和７年度決算に基づく財政指標等の状況

（単位：％）

	健全化判断比率				その他の主な財政指標等			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	経常収支比率	財政力指数	人件費対標財比	人口１人当たり地方債残高（千円）
福知山市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(15) 10.1 〔10.0〕	(14) 29.1 〔28.3〕	(16) 96.7 〔96.4〕	(14) 0.52 〔0.52〕	(12) 35.0	(15) 587
舞鶴市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(19) 12.4 〔13.0〕	(21) 75.4 〔70.0〕	(14) 95.3 〔93.2〕	(9) 0.60 〔0.61〕	(15) 35.9	(9) 439
綾部市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(10) 9.1 〔9.9〕	(22) 82.4 〔87.9〕	(15) 95.5 〔95.9〕	(15) 0.49 〔0.49〕	(20) 40.3	(12) 498
宇治市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(1) ▲ 1.6 〔▲1.2〕	(1) ― 〔 ― 〕	(10) 93.8 〔94.1〕	(6) 0.68 〔0.69〕	(18) 37.6	(2) 248
宮津市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(23) 12.9 〔13.8〕	(23) 106.1 〔110.9〕	(20) 99.1 〔98.6〕	(16) 0.36 〔0.37〕	(7) 30.8	(20) 853
亀岡市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(18) 11.7 〔12.7〕	(19) 69.0 〔60.7〕	(7) 91.5 〔92.4〕	(12) 0.57 〔0.58〕	(9) 33.2	(10) 447
城陽市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(21) 12.6 〔12.2〕	(24) 108.3 〔113.9〕	(22) 99.8 〔99.9〕	(11) 0.58 〔0.59〕	(3) 29.2	(13) 547
向日市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(3) 1.9 〔1.9〕	(1) ― 〔 ― 〕	(9) 93.3 〔92.3〕	(5) 0.70 〔0.69〕	(11) 33.5	(3) 287
長岡京市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(6) 3.1 〔2.7〕	(15) 44.4 〔24.9〕	(13) 95.1 〔93.3〕	(4) 0.73 〔0.74〕	(2) 28.1	(11) 486
八幡市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(7) 3.5 〔3.4〕	(13) 26.1 〔22.3〕	(22) 99.8 〔101.8〕	(8) 0.64 〔0.64〕	(21) 41.8	(7) 380
京田辺市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(5) 2.8 〔2.3〕	(11) 24.2 〔 ― 〕	(21) 99.4 〔97.9〕	(2) 0.75 〔0.76〕	(24) 45.8	(4) 308
京丹後市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(22) 12.8 〔13.1〕	(25) 145.4 〔126.1〕	(19) 98.0 〔96.4〕	(19) 0.29 〔0.29〕	(10) 33.4	(19) 764
南丹市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(20) 12.5 〔13.2〕	(16) 44.9 〔46.8〕	(17) 97.5 〔98.7〕	(18) 0.32 〔0.32〕	(6) 30.7	(17) 673
木津川市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(12) 9.7 〔9.9〕	(1) ― 〔 ― 〕	(12) 94.0 〔97.3〕	(10) 0.59 〔0.59〕	(5) 29.9	(5) 330
大山崎町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(8) 5.6 〔5.1〕	(1) ― 〔 ― 〕	(8) 92.7 〔95.8〕	(6) 0.68 〔0.73〕	(13) 35.2	(6) 370
久御山町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(2) 1.8 〔1.5〕	(1) ― 〔 ― 〕	(4) 87.8 〔85.3〕	(1) 1.16 〔1.16〕	(25) 50.4	(1) 227
井手町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(4) 2.2 〔0.3〕	(1) ― 〔 ― 〕	(1) 82.6 〔79.6〕	(17) 0.35 〔0.36〕	(19) 40.1	(16) 632
宇治田原町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(16) 11.0 〔10.8〕	(20) 74.7 〔88.6〕	(2) 83.4 〔84.8〕	(13) 0.56 〔0.57〕	(16) 36.5	(18) 703
笠置町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(9) 6.4 〔6.6〕	(10) 21.5 〔 ― 〕	(25) 107.7 〔104.6〕	(23) 0.19 〔0.19〕	(23) 45.5	(23) 1,312
和束町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(16) 11.0 〔10.4〕	(1) ― 〔2.7〕	(3) 84.4 〔82.8〕	(24) 0.17 〔0.18〕	(1) 27.1	(24) 1,558
精華町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(11) 9.2 〔9.8〕	(12) 25.0 〔28.2〕	(24) 102.6 〔99.5〕	(3) 0.74 〔0.72〕	(22) 42.9	(7) 380
南山城村	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(12) 9.7 〔9.5〕	(1) ― 〔 ― 〕	(18) 97.8 〔97.2〕	(22) 0.22 〔0.21〕	(4) 29.8	(21) 1,018
京丹波町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(25) 14.2 〔15.2〕	(17) 56.1 〔58.0〕	(10) 93.8 〔93.0〕	(20) 0.28 〔0.28〕	(8) 32.5	(22) 1,096
伊根町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(12) 9.7 〔10.1〕	(1) ― 〔 ― 〕	(5) 89.2 〔90.5〕	(25) 0.10 〔0.10〕	(17) 37.5	(25) 1,911
与謝野町	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	(24) 14.1 〔15.8〕	(18) 61.3 〔75.7〕	(6) 91.3 〔90.2〕	(20) 0.28 〔0.28〕	(14) 35.4	(14) 564
（参考）京都市	― 〔 ― 〕	― 〔 ― 〕	12.2 〔12.0〕	114.0 〔132.0〕	99.7 〔100.4〕	0.79 〔0.81〕	39.1	861

※表中（　　）は順位を、　　は上位５団体（ベスト５）を、〔　　〕は前年度比率を示す。

（参考）用語説明

《決算収支に関する用語》

○　普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計。

○　公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、有料道路に係る事業会計の総称。

○　公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業をいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業は法適用企業、地方財政法第６条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものは法非適用企業と定義づけられている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

○　形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

○　実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

○　単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

○　実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

《歳入に関する用語》

○　一般財源

地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等の合計額。なお、市町村においては、これらのほか都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、分離課税所得割交付金（京都市のみ）及び軽油引取税交付金（京都市のみ）を加算した額をいう。

○　実質的な一般財源

一般財源のほか、減収補てん債特例分、臨時財政対策債及び猶予特例債、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

○　地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付する震災復興特別交付税がある。

普通交付税の団体ごとの交付額は、人口や面積、実際の事業費などをもとに決められる。近年では、令和３年度には地方団体が地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費を算定するため「地域デジタル社会推進費」（令和６年度算定額：２，５００億円）が創設された。

○　地方特例交付金等（地方特例交付金、特別交付金）

減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収等を補塡するために平成２０年度に創設された。

令和３年度からは、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特別措置の拡充による地方団体の減収を補塡するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金（令和８年度まで）が創設された。

また、令和４年度には、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が廃止された。

○　臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債。平成１３年度から１５年度の３年間、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補てんしている。なお、平成１６年度以降についても、この補てん措置が延長されている。

○　標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。

なお、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債）の発行可能額も含まれている。

○　義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

○　投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

《基金・地方債に関する用語》

○　財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

○　減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

《財政指標に関する用語》

○　経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。なお、平成１３年度から、減税補てん債と臨時財政対策債を、平成１９年度から、減収補てん債特例分と臨時財政対策債を、令和２年度から、減収補てん債特例分と臨時財政対策債と猶予特例債を経常一般財源に加えた経常収支比率を用いている。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計＋減収補塡債特例分 +臨時財政対策債+猶予特例債}}$$

○　財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３ヶ年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。単年度の数値が１を越えると、普通交付税の不交付団体となる（指数が高いほど、財政力がある団体とされる）。

○　健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないこととされている。

○　実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

○　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
　イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
　ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
　ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
　ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○　実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。将来負担比率において同じ。）に対する比率。

地方債協議制度の下で、１８％以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額
　イ　満期一括償還地方債について、償還期間を３０年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
　ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
　ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
　ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
　ホ　一時借入金の利子

○　将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額
- イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）
- ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ　連結実質赤字額
- ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金

○　早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

○　財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。